

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

WEB セミナーのご案内「こう変わる職場における労働衛生基準」

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

全協文書第 B21-0093 号にてお知らせのとおり、2021 年 12 月 1 日に労働安全衛生法に基づく「事務所衛生基準規則」及び「労働安全衛生規則」の一部が改正されました。

主な改正内容としては下記の通りですが、本改正内容について、わかりやすくご紹介する WEB セミナーを開催しますので、次ページにご案内いたします。

何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<主な改正内容>

- ・作業面の照度（事務所のみ）：2022 年 12 月 1 日から、事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられます
- ・便所の設備：新たに独立個室型の便所が法令で位置づけられました
- ・作業環境測定（事務所のみ）：一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定を所定の電子機器でも行える旨通達で示されました（従前どおり）

など

<厚生労働省ホームページ ※改正内容>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html



..... 【本通知に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp



2021年12月1日改正

「こう変わる職場における労働衛生基準」

主催：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

社会状況の変化にあわせ全ての働く人々を視野に入れ、労働安全衛生法で定める事務所衛生基準規則等が十数年ぶりに改正されました。

本セミナーでは、改正の背景から内容まで、ポイントを理解することができます。奮ってご参加ください。

ライブ配信です

◆開催日時 2022年2月17日（木） 13：30～14：30

◆開催場所 WEB（ZOOM ウェビナー）

◆講師 厚生労働省安全衛生部労働衛生課 主任中央労働衛生専門官 構 健一様

◆内容 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正について、ビルメンテナンス企業がとるべき、“自社”と“お客様”の事務所の対応を解説！事務所衛生基準規則を詳しく知らない方でもご理解いただけるよう、わかりやすく解説します。疑問もライブでの質疑応答で解決できます。

※当日参加できない方のためにセミナー開催後、当協会のマイページに解説動画を公開します（セミナーの録画ではありません）。この機会にマイページにご登録ください。

セミナー申込の流れ

①右記 QR コード、または下記リンクのフォームからお申込みください。

<https://forms.gle/YRwnXKwaUipZmHX48>

②ZOOM ウェビナーの参加 URL は、申込者に開催前日にメールで送ります。



お問い合わせ

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業推進部

TEL：03-3805-7560 FAX：03-3805-7561

info@j-bma.or.jp